戸籍証明書等の請求書（兼交付簿）

（宛先）流山市長 ※本籍が流山市の方に限ります。　　　令和　　　年　　　月　　　日

【注意事項】・請求には本人確認資料（マイナンバーカード、免許証等）が必要となります。

・公的年金の初めての申請に戸籍謄本が必要な方は、誕生日の前日以降に請求ください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 請求者 | 窓口に来た方はどなたですか。 | ※偽り、その他の不正手段により交付を受けたものは、刑罰（三十万円以下の罰金）が科せられます。 |  |
| 住　所 | アパート・マンション名等 |
| フリガナ |  | 生年月日 | 電話番号 |
| 氏　名 |  | 大･昭･平年　　　月　　　日令･西暦 |  |
|  戸籍謄本の写し等 ※該当箇所に〇または✓および必要事項をしてください。 |
| 何 が 必 要 で す か | どなたの証明書が必要ですか |
| １ 戸籍全部事項証明書（謄本） | 通 | 本　籍 | □請求者の住所と同じ流山市　　　　　　　　　　　 |
| ２ 戸籍個人事項証明書（抄本） | 通 |
| ３ 除籍全部事項証明書（謄本） | 通 |
| ４ 除籍個人事項証明書（抄本） | 通 | 筆頭者 | 氏名 | □請求者と同じ※戸籍の一番初めに書かれている方。亡くなられても変わりません。 |
| ５ 改製原戸籍　謄本・抄本 | 通 |
| ６ 戸籍（除籍）一部事項証明書 | 通 |
| ７ 身分証明書 ※本人以外は委任状が必要 | 通 | 生年月日 | 大・昭年　　　月　　　日平・令  |
| ８ 附票（現在・改製原・除籍）全員・個人表示が必要な事項の□にチェックしてください。□本籍と筆頭者　□その他（　　　　　　　　　　　） [必要な住所　　　　　　　　　　　　　　　　] | 通 |
| 必要な人の名前 | 氏名 | □請求者と同じ |
| ９ 受理証明書（　　　　　　）届届出日：　　　　年　　　月　　　日 | 通 |
| 生年月日 | 大・昭年　　　月　　　日平・令  |
| 10 届書記載事項証明書（　　　　　）届　 届書等情報内容証明書届出日：　　　　年　　　月　　　日 | 通 |
| 請求理由欄　□権利・義務の履行　□国等への機関に提出※上記について具体的な事実の詳細を必ず記載してください。（発生原因・確認内容・提出先名） |
| 11 戸籍電子証明書提供用識別符号 | 通 |   |
| 12 除籍（改）電子証明書提供用識別符号　　　　　　　　　　　　　 | 通 |
| 13 その他（独身証明/不在籍/出産一時） | 通 | 住所（所在地）氏名（法人名） |
| 戸籍に記載されている方との関係本人・夫/妻・子/孫（直系卑属）・父母/祖父母（直系尊属）・その他戸籍に記載のある方・代理人（委任状あり）※上記に該当しない場合には、右へ記入してください。 |
| 権限書類　：　□委任状　□戸籍謄本　□登記事項証明書　□資格証明書　□社員証　□契約書　□その他（　　　　　　　　） |

※流山市記入欄【１点証明】　免・個カ・住カ（写付）・旅券・在カ・障・運経・その他（　　　　　　　　　　　　 　）

【２点証明】　保・介保・年金(証)・住カ(写無)・学証・身証(写付)・聴聞・その他（　　　　　　　　）

取扱窓口　　　　受付　　　　　　発行　　　　　　検認　　　　　　手数料　　　　　　　　現金・キャ

続柄は、　　　戸籍画面　　・　　住基画面　　・　　持参戸籍　　・　　照会で確認

チェック項目：　　異動処理　　・　　個人状態　　・　　認証設定　　・　　補正情報

請求に当たっての注意事項

１　請求理由の記載について

（１）権利の行使・義務の履行のために請求する場合

権利・義務の発生原因、内容とその権利行使または義務履行のために戸籍の記載事項の確認を　必要とする理由を詳細に記載してください。

（２）国または地方公共団体の機関に提出する場合 　戸籍謄本等を提出する国または地方公共団体名を記載してください。また、その機関へ提出を

必要とする理由も記載してください。

(３）その他の理由で請求する場合

戸籍の記載事項の利用目的、方法とその利用を必要とする理由を記載してください。

２　資料の提出について

請求書に記載された内容から請求の理由が明らかでない場合には、資料の提供を求めることが

あります。

３　戸籍個人事項証明について

戸籍に記載されている方全員ではなく、一部の方についてのみ証明が必要な場合には、その方の

個人事項証明をご利用ください。

４　戸籍一部事項証明について

戸籍に記載されている事項のうち、一部の事項について証明することで足りる場合には、戸籍

一部事項証明をご利用ください。

５　戸籍電子証明書提供用識別符号および除籍電子証明書提供用識別符号について

　　行政機関が使用することで、戸籍電子証明書または除籍電子証明書の取得が可能となる符号　（１６けたの数字）を発行します。

　　行政機関に戸籍証明書等を提出する必要がある場合に、行政機関に対し、符号を提示することで戸籍証明書等の提出が不要となる場合があります。

　　符号を提出することにより、戸籍証明書等の提出が不要となるかは手続ごとに異なりますので詳しくは手続先にお問合せください。

６　届書等情報内容証明書について

　　届書等情報内容証明書は、利害関係人の方が特別の事由がある場合に限り、請求が可能です。

　　市区町村に提出した届書の写しが必要な場合にご利用ください。

７　本人確認資料について

窓口に来た方について、ご本人であることを確認できる書類の提示が必要です。

８　権限確認書類について

窓口に来た方が、請求者の代理人または使者である場合には、代理権または使者の権限を証明

する書類が必要です。

９　罰則

偽りその他不正な手段により戸籍証明書等の交付を受けたものは、刑罰（３０万円以下の罰金）が科せられます。

※　ご不明な点があれば、窓口でおたずねください。